

令和 2 年 4 月 1 日
近畿総合通信局

湖西線のトンネル内における携帯電話の利用に向けて

～「電波遮へい対策事業」の補助金交付を決定～

総務省は、公益社団法人移動通信基盤整備協会から交付申請のあった電波遮へい対策事業に対して、4月1日付けで補助金の交付を決定しました。

近畿総合通信局（局長：佐々木 祐二（ささき ゆうじ））管内では、本事業について、今後3箇所への支援を行い、トンネル内など電波が届きにくい場所でも携帯電話を利用出来る環境を整備することで、鉄道利用者等の利便性の向上を図るとともに、災害時などの緊急連絡手段を確保してまいります。

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内でも携帯電話等が利用できるよう、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合に、補助金を交付するもので、財源には電波利用料が活用されています。

交付決定した下記の鉄道トンネルにおいて、事業完了後に携帯電話サービスの利用が可能になります。

記

【交付決定の概要】

線路名 (区間)	対象トンネル	サービスを提供する事業者	総事業費 (千円)	交付決定額 (千円)
湖西線 (北小松—近江 高島)	第二白髭トンネル 高島トンネル	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	273,852	91,284
湖西線 (山科—大津京)	長等山トンネル	株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	443,544	147,848

<参考資料>

- ・電波遮へい対策事業の概要・・・別紙

連絡先： 無線通信部 陸上第一課
(担当：影山、森)
電 話：06-6942-8552
ファクシミリ：06-6920-0611

電波遮へい対策事業の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内でも携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル、医療施設
- ウ 補助対象：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- エ 負担割合：

○所要経費(一般会計)

令和2年度予算(案)	2,924百万円
令和元年度予算額	4,249百万円

イメージ図

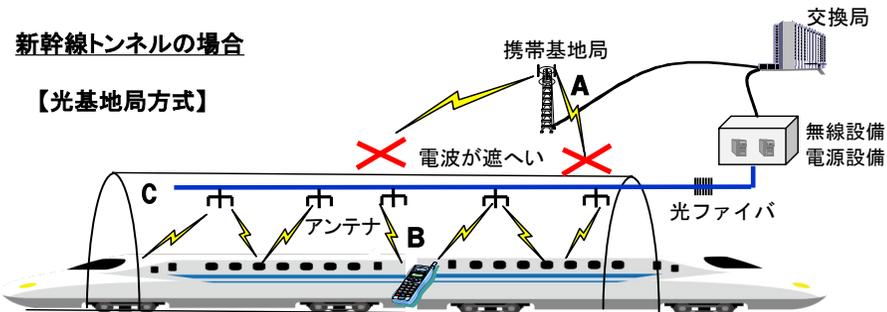
【鉄道トンネル※1】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

※1 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる
新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

イメージ図(鉄道トンネルの場合)

【光基地局方式】

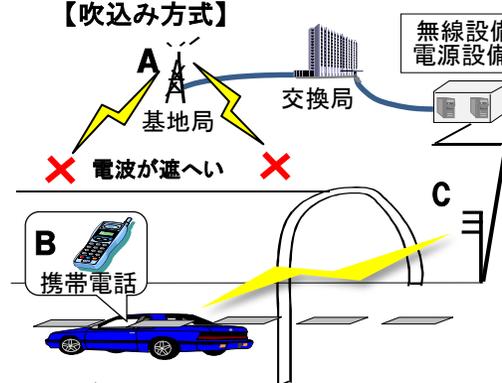


【道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

イメージ図(道路トンネルの場合)

【吹込み方式】

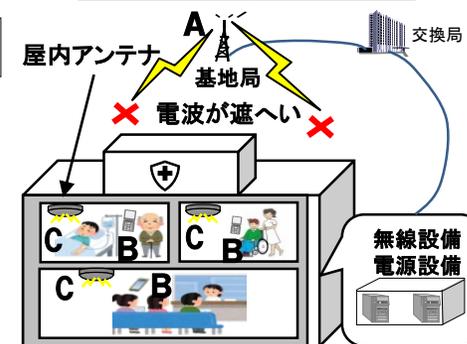


【医療施設※2】

国 1/3	医療機関 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	-------------	----------------

※2 原則、医療機関の負担は1/6であるが、医療機関の経営状況等によってはこの限りではない。

イメージ図(医療施設の場合)



注:無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内での通信を可能とする。